

特定非営利活動法人 Yume Iziya 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 Yume Iziya と称する。英文略称を YI とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、ジンバブエの農村部の教育環境を改善し、高等教育への機会の拡大を目指し、日本では、ジンバブエでの活動の認知活動を行うことによって、教育環境に恵まれないジンバブエの農村部の子どもたちが、自分の夢の実現に向けて成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の特定非営利活動を行う。

1. 国際協力の活動
2. 経済活動の活性化を図る活動
3. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第 5 条

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の 3 つの事業を行う。

1. ジンバブエの農村部の学校支援事業
2. 国際交流イベントの運営事業
3. その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 この法人の会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他この法人の秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条

本法人に次の役員を置く。

(1)理事 3名以上15人以内

(2)監事 1名以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、2人以内を副代表理事とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 代表理事および副代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は この法人を代表し、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者がけたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第 19 条 この法人の会議は、総会、理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)入会金及び年会費の額

(3)解散及び合併

(4)会員の除名

(5)事業報告及び決算

(6)役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 36 条において同じ。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8)資産の管理の方法

(9)解散における残余財産の帰属

(10)その他この法人の運営に関する重要事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)事務局の組織及び運営

(4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(5)事業計画及び予算並びにその変更

(会議の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方

法により招集の請求があった時。

(3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めた場合。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があった時。

(3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(会議の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

4 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス及び電磁的方法、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(会議の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(会議の議決)

第 26 条 総会及び理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会における議決事項は、第 23 条第 3 項又は第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員又は理事の 3 分の 2 以

上の同意があった場合には議題とすることができる。

(会議での表決権等)

第 27 条 総会及び理事会において各正会員又は理事の表決権は平等なものとする。

2 総会及び理事会を、やむを得ない理由により出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員又は理事を代理人として表決を委任する事ができる。

3 前項の規定により表決した正会員又は理事は、25 条及び 26 条第 1 項の適用については、総会及び理事会に出席したものとみなす。

4 総会及び理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事の議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

3 総会及び理事会の議事録には、議長及び、総会及び理事会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

4 前 3 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

(資産の構成と区分及び管理)

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

3 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則と区分)

第30条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第32条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 34 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は 更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した構成員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 38 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第 40 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

（公告の方法）

第 41 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 9 章 事務局

（事務局の設置）

第 42 条 この法人に、この法人の事務を処理し、事業の運営を執行するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第 43 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第 44 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 10 章 雑則

（細則）

第 45 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

(施行期日)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 土肥駿介

副代表理事 CHIKWANHA ISAAC TONDERAI

理事 永澤宏紀

監事 小林衛正

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 21 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 31 条の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員（個人）入会金 無し 年会費 5,000 円

正会員（団体）入会金 10,000 円 年会費 10,000 円